

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
第1125回（非公開会合）議事概要

1. 日時：令和5年3月16日（木） 13時30分～15時00分
2. 場所：原子力規制委員会 原子力規制庁内会議室
3. 出席者  
原子力規制委員会 杉山委員  
原子力規制庁 小野長官官房審議官、渡邊安全規制管理官、岩澤安全規制調整官、  
奥企画調査官、齋藤火災対策室長、他7名  
(議題1)  
中国電力株式会社 北野 取締役常務執行役員 電源事業本部 副本部長、他6名  
(議題2)  
九州電力株式会社 林田 常務執行役員 原子力発電本部 副本部長、他6名
4. 議題  
(1) 中国電力（株）島根原子力発電所2号炉の特定重大事故等対処施設に係る審査について  
(2) 九州電力（株）玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の特定重大事故等対処施設の火災防護に係る設計及び工事の計画の審査について  
(3) その他
5. 配布資料  
資料1-1-1：島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の回答 原子炉格納容器の過圧破損防止機能  
資料1-1-2：島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）本文＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞  
資料1-1-3：島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜原子炉格納容器の過圧破損防止機能＞  
資料1-2-1：島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設 審査会合における指摘事項の回答 特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項  
資料1-2-2：島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）本文＜特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞  
資料1-2-3：島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜特定重大事故等対処施設に係る故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項＞  
資料1-2-4：島根原子力発電所2号炉 設置許可基準規則等への適合性について（特定重大事故等対処施設）補足説明資料＜特定重大事故等対処施設に係る

技術的能力> (1 特定重大事故等対処施設の手順等について)

- 資料2—1 : 川内原子力発電所第1号機及び2号機 玄海原子力発電所第3号機及び4号機 火災感知器追設工事(特定重大事故等対処施設)に係る設計及び工事計画認可申請の概要について
- 資料2—2 : 玄海原子力発電所3号機及び4号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料 【火災感知器追設工事(特定重大事故等対処施設)】
- 資料2—3 : 川内原子力発電所1号機及び2号機 設計及び工事計画認可申請書 補足説明資料 【火災感知器追設工事(特定重大事故等対処施設)】

## 6. 議事概要

### (議題1)

- (1) 中国電力株式会社から、資料を用いて、島根原子力発電所2号炉発電所に係る特定重大事故等対処施設に関する、過圧破損防止、故意による大型航空機の衝突等の設計上の考慮事項について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、今回の指摘に対する回答を含め、次回以降の審査会合等において引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 中国電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

### (議題2)

- (1) 九州電力から、資料を用いて、玄海原子力発電所第3号機及び第4号機並びに川内原子力発電所第1号機及び第2号機の特定重大事故等対処施設に係る火災防護について説明があった。
- (2) これに対し、原子力規制委員会は必要な指摘を行うとともに、引き続き審査を実施していく旨伝えた。
- (3) 九州電力株式会社から、了解した旨の回答があった。

以上